



平成28年4月から第四期委員会がスタートしました。本号では山下委員長、今期新たに委員に就任された小林委員、西村委員からのあいさつを掲載しています。

(関連記事P.2~3)

平成27年度の「公益法人の会計に関する諸課題の検討結果」を公表しました。(関連記事P.5)



測量技術講習会の様子

実務書の発行



公益法人の活動紹介  
公益社団法人日本測量協会

※詳しくはP.4を御覧ください。

目次

一般の皆様

■P.2 第四期公益認定等委員会「委員長、新任委員のあいさつ」平成28年4月にスタートした第四期委員を紹介します。

■P.4 法人の活動紹介 公益社団法人日本測量協会

法人の皆様

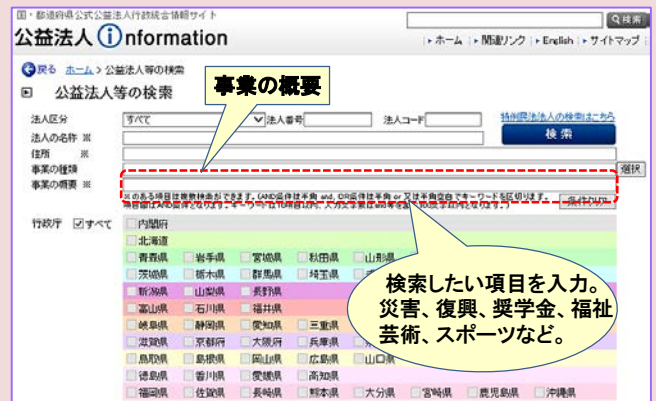
■P.5 平成27年度公益法人の会計に関する諸課題の検討結果 平成28年3月28日に公表した公益法人に関する研究会の報告書の概要です。

■P.6 申請サポートに関する情報・その他お知らせ 公益認定申請サポート・法人運営相談やテーマ別セミナーの開催等の日程についてお知らせします。

ホームページで **公益法人の検索** ができます 寄附先等の検索に御利用ください

～検索画面の出し方～

ホームページ「公益法人information」で「公益法人とは」をクリック後、「公益法人等の検索」をクリック



5月末現在の法人数等

		公益法人数		一般法人数 (注)
		税額控除法人数		
内閣府	社 団	794	114	855
	財 団	1,603	313	908
都道府県	社 団	3,355	104	4,915
	財 団	3,692	425	3,093
合 計		9,444	956	9,771

(注) 公益目的支出計画実施法人

(平成28年5月31日現在)

バックナンバーも是非ご覧ください。ホームページ「公益法人information」で「公益認定等委員会だより」をクリック。



# 第四期公益認定等委員会の発足について

平成25年4月にスタートした第三期公益認定等委員会が28年3月にその任期を満了しました。ここでは、平成28年4月にスタートした第四期委員会委員を紹介します。

## 第四期公益認定等委員会委員

- ◎山下 徹 (株)NTTデータ相談役
- 小森 幹夫 公認会計士、元 新日本有限責任監査法人シニアパートナー
- 北地 達明 公認会計士、有限責任監査法人トーマツパートナー
- ※小林 敬子 前 前橋家庭裁判所所長
- ※西村万里子 明治学院大学法学部教授
- 堀 裕 弁護士、千葉大学理事・副学長
- 惠 小百合 江戸川大学名誉教授

◎委員長、○委員長代理、※新任委員



## 第四期公益認定等委員会 委員長・新任委員のあいさつ



公益認定等委員会  
委員長  
山下 徹

このたび、第四期の公益認定等委員会委員長に任命されました山下です。第三期に続き、このような社会的に重要な役目を与えられ、重大な責任を感じております。これまでの経験を生かしながら、改めて気を引き締め務めてまいります。

公益法人は、公益認定法に則り公益の増進を目的として活動しますが、その在り方は実に様々です。例えば、一人ひとりの国民・市民の事情に寄り添い生活支援や学業支援を行う法人、また、このような公益活動を行う諸団体を公募で選定し財政支援を行う法人があります。さらには、専門性を発揮し社会的課題や分野振興に取り組む法人、また、世界各国の関係者と共通基準や行動指針の策定に向け活動する法人などもあります。役職員・社員・評議員の数や資産・経常収支の規模も、法人によっては何桁も異なるほど様々です。

公益認定等委員会は、このように事業の目的・内容や運営体制が多岐にわたる公益法人の認定の審査と監督に携わっています。このため、一つひとつの法人の審査、監督は決して容易ではなく、委員会では常に真剣な議論が交わされます。しかし、どの法人についても共通に念頭に置いていることがあります。それは、公益法人は、私人の意志によって設立され、法令遵守を無条件のこととして自立し自律的に法人運営を行い、かつ、公益のために活動する、という崇高な精神を有する法人である、ということです。

公益認定等委員会は、公明正大に社会に貢献しようとする法人とその関係者を支援し、多くの公益法人が活躍することで社会がより良いものとなるよう、しっかりと職責を果たしていきたいと考えています。

公益法人や公益法人を目指す方々は、是非、誇り高く活動いただきたいと思います。また、国民・市民の方々、各界の方々は、様々な形で公益法人を御支持・御支援いただければ幸いです。

どうぞよろしくお願いたします。

■プロフィール■  
(株)NTTデータ相談役



公益認定等委員会  
委員  
小林 敬子

■プロフィール■  
前 前橋家庭裁判所  
所長

4月から新任委員として務めることになりました。どうかよろしくお願いたします。

着任後、多くの公益法人の情報に接しておりますが、日常生活のこんなところにも公益法人との関わりがあるのか、と驚くことがしばしばです。そのたびに、我が国における公益法人活動の広さ、豊かさに感銘を受けるとともに、こうした活動を日々支えておられる方々の熱意と努力に頭が下がる思いがいたします。

新しい公益法人制度が発足して9年ほどが経過し、委員会も第四期を迎えております。この間、世界では、自然災害、戦乱やテロなどによる政治的・社会的混乱が相次ぎ、救いの手を待ちわびる人々も増加する一方です。このような状況下で、社会の基礎を形成する一人一人の市民が、公共の担い手としての役割を果たしていくことが強く求められていると感じます。民間主導の公益活動は、個人の感性や想像力を幅広く、かつ、きめ細かに生かすことができ、また、活動の過程においても、人と人の心的な交流を通じて大きな精神的利益を生んでいます。公益法人が今後ますます大きな社会的存在となっていくことは間違いないと思われます。

公益法人がその目的や趣旨に即した成果を上げ、社会的信用を維持、向上させるには、まず、法人の運営が明朗かつ合理的に行われる必要があります。「監督」を厳格に行うと、「角を矯めて牛を殺す」という結果を生むおそれもあるでしょう。しかし、コンプライアンスの確保と自律性の尊重は必ずしも矛盾、対立するものではなく、程よいバランスで両立しうるものであると思ひます。

公益法人がその社会的役割を十分に果たしていくには何が必要かという視点から、法人運営のお手伝いをしたいと考えています。その中で、これまでの長きにわたる法律実務家としての経験を活かすことができれば幸いです。



公益認定等委員会  
委員  
西村 万里子

■プロフィール■  
明治学院大学法学部  
教授

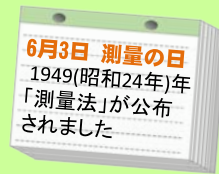
4月より公益認定等委員会の委員を務めさせていただくことになりました。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

私は大学にて公共政策・医療福祉政策の教鞭をとるとともに、行政・NPO・企業CSR等が実施する社会的事業に対する社会的インパクト評価に研究・実践の両面から取り組み、公共性・公益性をもつ社会的事業が創出する成果を可視化し評価することを進めております。

また、現在、大学のボランティアセンター長を務め、大学・学生のボランティア実践の支援や実践プログラムの運営を進めています。

社会的インパクト評価について、近年、就労・教育・児童・医療・福祉・環境などの社会的事業が創出する成果を対象に評価の必要性が高まり、事業実施内容での評価から事業によって創出された成果での評価へと、成果重視の報告や評価が求められるようになってきています。定量的・貨幣的な評価が困難とされてきた社会的事業においても、創出した成果に着目し、社会的インパクトの定量化・貨幣化の手法が開発され、具体的な活用が始まってきました。

本委員会が審査業務に加え監督業務の増加する時期にあたる中、公益法人による事業がどのような社会的価値・インパクトを創出しているのか、成果に着目する視点にも立ちつつ、さらなる活発な公益活動が進みますように、微力ながら務めさせていただければと存じます。



### 概要

公益社団法人日本測量協会は、昭和24年の測量法の制定と測量士・測量士補の国家資格の創設を契機に、測量技術の普及発達と会員相互の親和・社会的地位の向上を図ることを目的として、昭和26年に産・学・官各界の有志により設立された公益法人です。現在、会員数は正会員(個人)約9,800名、準会員(学生)約400名、特別会員(法人)約2,200社となっています。



## 主な活動内容

### (1) 会員活動

#### ■機関誌・測量関係図書の発行

測量技術者に役立つ最新の技術情報を掲載した月刊「測量」を発行しています。発行部数は約1.3万冊で、昭和26年4月の第一号発行以来一度も休刊することなく通巻782号を発行しています。また、測量技術者のための実務書など約100種の図書を発行しています。



月刊誌「測量」

#### ■G空間EXPO、 測量・地理空間情報 イノベーション大会の開催

公益目的事業の一環として、地理空間情報の活用による新たなサービス・産業の創出や既存のサービスの高度化・発展に資するG空間EXPOを産学官連携で開催しています。また、測量・地理空間情報に関する技術とそれを利活用した新事業の展開、人材育成、技術革新などについて、幅広い議論と情報発信の場として、イノベーション大会を開催しています。



G空間EXPO開催の様子

### (2) 測量技術教育・研修

#### ■測量技術講習会等

測量技術者の技術向上のための各種の講習会を開催しています。講習会の受講者は、全国で年間約7,500名と多くの方が受講されています。最近では全国どこでも受講できるようwebによる講習も取り入れています。

また、公共測量の品質確保や成果検定制度への理解を深めていただくため測量計画機関を対象とした「公共測量講習会」を全国で開催しています。



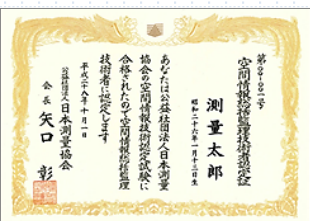
公共測量講習会の様子



イノベーション大会の様子

#### ■専門技術者の認定

空間情報分野に関する高度な専門知識と豊富な知見・経験を有する技術者(空間情報総括監理技術者)の認定、地理空間情報の各分野毎の専門技術者(地理空間情報専門技術者)の認定を行っています。認定された技術者は、測量計画機関等から技術力について高い評価を得ているところです。



#### 認定者数

空間情報総括監理技術者	276名
地理空間情報専門技術者	5,241名

#### ■測量継続教育(CPD)の実施

測量技術者の能力の維持向上と自己研鑽を社会的に評価するため「測量CPD制度」を実施しています。この「測量CPD」は発注者の総合評価落札方式等の契約事務に活用されています。

### (3) 測量成果の品質確保のための事業

#### ■測量機器・ 測量成果の検定

測量は各種調査や公共事業に先立って行われるもので、測量の精度、内容に問題があると後続の事業実施に大きく影響します。そのため、測量成果の品質確保のための「測量機器」と「測量成果」の検定が義務づけられており、当協会は検定機関の一つとして厳正な検定を実施しています。



測量機器検定の様子

# 平成27年度 「公益法人の会計に関する諸課題の検討結果」

平成27年度において、公益法人の会計に関する研究会（以下「研究会」という。）は、5回にわたり諸課題の審議を行いました。その結果を平成28年3月23日の委員会で報告し、承認を得て「公益法人information」に公表しました。

## I 検討課題及び検討結果

本年度において、企業会計基準の公益法人への適用の要否など、既に平成27年3月に公表した「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」（以下「26年度報告」という。）において、引き続き検討することとされた課題について、日本公認会計士協会の御協力を得ながら審議を重ねました。

### 検討結果

#### ＝検討した企業会計基準＝

1. 退職給付に関する会計基準
2. 金融商品に関する会計基準※1
3. リース取引に関する会計基準
4. 棚卸資産の評価に関する会計基準
5. 工事契約に関する会計基準
6. 資産除去債務に関する会計基準
7. 賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準
8. 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準※2
9. 固定資産の減損に関する会計基準

#### ＝結論＝

公益法人にも適用すべきと結論付けたもの 1、3、5、6、7

現行の公益法人の基準をそのまま適用すべきと結論付けたもの 4、9

※1 金融商品に関する会計基準については、従来より公益法人にも適用されているので、20年基準でも適用されることとなりますが、その後、当該基準の改正により、注記事項が追加になりました。公益法人における、これらの注記事項の記載の対象となる金融商品としては、法人の資産運用を図る手段として用いられる金融商品に限定しています。また、具体的な注記例を示しています。

※2 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準については、少人数の職員の法人が多い公益法人に、過去の財務諸表の修正まで求めることは、その運営実務に大きな混乱をもたらす懸念があることから、当該基準によらない会計処理も公正妥当と認められる会計慣行とすることができるとの結論になりました。なお、公益法人の中には、規模も大きく、当該基準を既に適用している法人もあることから自主的に適用することは妨げないとするにより、実務に対する影響を最大限考慮しています。

### 適用時期

本報告に記載の事項は、平成28年4月1日以降開始される事業年度からの適用となりますが、それ以前の適用も妨げません。

また、上記の個別の会計基準の適用についての結論の中には、企業会計と異なる結論を得ているものもあり、公益法人が会計監査を受けている場合の取り扱いについては、別途、日本公認会計士協会から検討され、実務指針等が公表されることとなります。

## II 26年度報告の日本公認会計士協会実務指針等への反映について

公益認定等委員会は、日本公認会計士協会に対して、26年度報告で方向性を示した課題のうち、

- ①法人類型ごとの適用する会計基準
- ②収支相償・遊休財産規制と指定正味財産の考え方
- ③有価証券の評価方法等の考え方と表示方法の実務指針等の検討を依頼しました。

これらに関して日本公認会計士協会より、平成28年3月22日に以下が公表されました。公益法人にとりましても実務上の指針となるものです。

非営利法人委員会実務指針第38号「公益法人の会計基準に関する実務指針」  
非営利法人委員会研究報告第29号「正味財産増減計算書内訳表等に関する研究報告」  
日本公認会計士協会ホームページより御覧ください。 <http://www.hp.jicpa.or.jp/>

P.6  
「テーマ別  
セミナーの開催」  
も御覧ください。



## III 公益法人の制度会計についてのアンケート結果

「法人運営、定期提出書類を作成するに当たり、26年度報告、それに基づく改定FAQが役に立ったか？」というアンケート項目については、6割の法人から役に立ったと回答を得ましたが、全般として、今後も引き続き、報告書等の内容の周知を図ることが必要であることが明らかになりました。

## IV まとめ

公益法人の会計基準は、変動する社会経済情勢を的確に反映していく必要があります。委員会及び研究会としては、平成28年度以降も引き続き、公益法人の会計の諸課題に取り組んでまいりたいと思います。



# 公益認定申請サポート・法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）について相談がある法人の皆様は、サポートを御活用ください。予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

## ■公益認定申請の内閣府相談窓口

### 窓口相談 《要事前申込》

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌月上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。

※電話番号が変わりましたので御注意ください。

電話 03-5403-9557  
FAX 03-5403-0231  
メール sodan-juri@cao.go.jp



### 電話相談

専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03-5403-9669  
時間 平日10時～16時45分

## ■法人運営・公益認定申請について、弁護士・会計士等に相談したい法人

### ●民間の専門家を活用した相談会 《現在検討中》

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を全国で開催しています（1法人につき1時間程度）。平成28年度の開催について詳細が決まりましたら、随時「公益法人information」に掲載します。

（※詳細は「公益法人information」を御覧ください。）

## ■その他のサポート

### ●業態別説明会への講師派遣 《要事前申込》

業態別の研修会等に事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

電話 03-5403-9586  
FAX 03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。  
※謝金は不要です。

## テーマ別セミナーの開催

### 要事前申込

公益法人の皆様を対象に、テーマごとに解説します。

### 「公益法人の会計基準に関する実務指針」

P.5掲載の日本公認会計士協会公表の実務指針等について、解説します。

日時：7月7日（木）14:00～16:00

会場：日本消防会館

説明者：公認会計士 上倉 要介氏

（公益認定等委員会公益法人の会計に関する研究会参与・日本公認会計士協会非営利法人委員会前委員長）

●申込み方法は、「公益法人information」から御覧ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/>

問合せ先

電話 03-5403-9586

メール koueki-seminar@cao.go.jp

### お知らせ

内閣府では、Facebook、Twitterを通じた情報発信を行っています。「公益法人information」トップページの最下部に掲載されている画像をクリックして御覧ください。



内閣府公益法人  
Facebook



内閣府公益法人  
Twitter

### 募集

## ホームページ及び委員会だよりで活動紹介を希望する法人を募集！

公益認定等委員会の広報誌（月1回発行）及び「公益法人information」サイトで、法人の活動紹介を行っています。多くの方に活動を知ってもらう機会になりますので、奮って御応募ください！

現在多数の法人活動を紹介しており、随時更新しています。詳しい応募方法や記事のフォーマット等の情報は、下記を御覧ください。

●「公益法人information」トップページ【公益法人とは】から、公益法人の活動紹介を御覧ください。

検索したい分野をクリック

### ■問い合わせ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話：03-5403-9524

e-mail：koueki-info@cao.go.jp

